

第156号

(昭和49年6月・7月号)

目次

関係法令 1

学内規則 2

 富山大学学則の一部改正 2

 富山大学和漢薬研究所規則の制定 2

 富山大学和漢薬研究所教授会規則の制定 3

 富山大学和漢薬研究所長選考規則の制定 4

 富山大学和漢薬研究所の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定 4

 富山大学工学部規則の一部改正 9

 富山大学文学部規則の一部改正 11

 富山大学学則の一部改正 12

諸会議 12

人事異動 13

学内諸報 15

 和漢薬研究所初代所長の選出 15

 学位取得者 15

 学内レクリエーション 15

 海外渡航者 15

 昭和49年度科学研究費補助金交付内定者 16

職員消息 17

主要日誌 18

関係法令

(官報掲載月日)

法律

○学校教育法の一部を改正する法律 (70) 6. 1

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (74) 6. 4

○国立学校設置法の一部を改正する法律 (81) 6. 7

○文部省設置法の一部を改正する法律 (82) 6. 10

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律 (83) 6. 11

○児童手当法等の一部を改正する法律 (89) 6. 22

○恩給法等の一部を改正する法律 (93) 6. 25

○昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 (94) 6. 25

○恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (100) 6. 27

政令

○教育公務員特例法施行令等の一部を改正する政令 (199) 6. 7

○文部省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (207) 6. 14

○文部省組織令の一部を改正する政令 (208) 6. 14

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (222) 6. 25

○恩給給与規則の一部を改正する政令 (226) 6. 27

省令

○国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 (文部21) 6. 7

○国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令 (同22) 6. 7

○学位規則の一部を改正する省令 (同25) 6. 7

○文部省設置法施行規則の一部を改正する省令 (同26) 6. 14

○文部省定員規則の一部を改正する省令 (同27) 6. 14

○大学院設置基準 (同28) 6. 20

○学位規則の一部を改正する省令 (同29) 6. 20

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令 (同30) 6. 20

○大学の設置認可の申請の手続等に関する規則の一部を改正する省令 (同32) 6. 22

○国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令 (同34) 6. 22

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (大蔵39) 6. 25

規則

○初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則 (人事院9-8) 6. 4

○教職調整額の支給方法等の一部を改正する規則 (同9-57) 6. 4

○最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等に関する規則 (同9-65) 6. 4

○管理職員等の範囲の一部を改正する規則（同17-0）	6. 20	7)	7. 9
○職員の災害補償の一部を改正する規則（同16-0）	6. 26	○俸給の特別調整額の一部を改正する規則（同9-17）	7. 15
○俸給表の適用範囲の一部を改正する規則（同9-2）	7. 2	告 示	
○俸給の特別調整額の一部を改正する規則（同9-17）	7. 2	○旅券法施行規則第1条第2項の規定に基づき、渡航費用の支払能力を立証する書類並びに渡航先及び渡航目的によって特に必要とされる書類の種類を定める告示の一部を改正する件（外務146）	7. 31
○俸給等の支給の一部を改正する規則（同9-			

学 内 規 則

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

昭和49年6月28日

富山大学長 林 勝次

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第43条の次に次の1条を加える。

第43条の2 附置研究所に所長をおく。

2 所長は、学長の命を受け研究所に関する事項を掌る。

第47条第1項中「および教養部」を「教養部および附置研究所」に改める。

第68条第1項中「または教養部」を「教養部または附置研究所」に改め、「所定の授業科目に関連した」を削る。

第18章を第19章に、第17章を第18章に改め、第16章の次に次の1章を加える。

第17章 附置研究所

第76条の2 本学に次の附置研究所をおく。

和漢薬研究所

2 和漢薬研究所に関する規則は、別に定める。

第78条第1項中「教育施設および研究施設」を「および教育研究施設」に改め、「附属和漢薬研究施設」を削り、同条第2項中「研究施設」を「教育研究施設」に改める。

附 則

この学則は、昭和49年6月28日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

富山大学和漢薬研究所規則の制定

富山大学和漢薬研究所規則を次のとおり制定する。

昭和49年6月28日

富山大学長 林 勝次

富山大学和漢薬研究所規則

（目 的）

第1条 富山大学和漢薬研究所（以下「研究所」という。）は、和漢薬に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

（研究部門）

第2条 研究所に、次の研究部門を置く。

資源開発

生物試験

臨床利用

病態生化学

化学応用

(研究所長)

第3条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

(教授会)

第4条 研究所の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規則は、昭和49年6月28日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

2 富山大学薬学部附属和漢薬研究施設規則(昭和40年5月21日制定)は、廃止する。

富山大学和漢薬研究所教授会規則の制定

富山大学和漢薬研究所教授会規則を次のとおり制定する。

昭和49年6月28日

富山大学長 林 勝次

富山大学和漢薬研究所教授会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学学則第47条の規定に基づき、富山大学和漢薬研究所(以下「研究所」という。)に置く教授会の組織、所掌事項及び運営等について定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の職員で組織する。

(1) 所長

(2) 教授

(3) 助教授

(4) 専任講師

(所掌事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究部門並びに研究に関する施設の設置廃止に関する事項

(2) 諸規則の制定及び改廃に関する事項

(3) 教官の人事に関する事項

(4) 予算に関する事項

(5) その他研究及び運営に関する重要事項

2 前項第3号の審議は、所長及び教授をもって構成する教授会において行う。

(議長)

第4条 教授会は、所長が招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長の指名する者が議長の職務を行う。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第6条 教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 教官の人事については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(構成員以外の出席)

第7条 所長が必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(幹事)

第8条 教授会に幹事を置き、事務長がこれにあたる。

2 幹事は、議長の指示により庶務を処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附則

この規則は、昭和49年6月28日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

富山大学和漢薬研究所長選考規則の制定

富山大学和漢薬研究所長選考規則を次のとおり制定する。

昭和49年6月28日

富山大学長 林 勝次

富山大学和漢薬研究所長選考規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法第4条の規定により行う富山大学和漢薬研究所長(以下「所長」という)候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考)

第2条 所長候補者の選考は、和漢薬研究所の教授及び教授予定者のうちから、学長がこの規則により行う。

(選考の時期)

第3条 所長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき
- (2) 所長が辞任を申し出たとき
- (3) 所長が欠員となったとき

2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の30日以前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合の選考は、すみやかにこれを行わなければならない。

(選挙)

第4条 和漢薬研究所教授会(以下「教授会」という。)は、所長候補者を選考するため選挙を行う。

2 選挙有資格者は、和漢薬研究所の教授、助教授及び専任講師とする。

(当選者)

第5条 選挙は、単記無記名投票により行い、有資格者の3分の2以上の投票がなければならない。

2 選挙の結果、有効投票の過半数の得票者を当選者とする。

3 前項による当選者がいないときは、高点者2名(末位の同点者はこれに加える。)についてさらに投票を行い得票数の多い者を当選者とする。なお、得票数が同数であるときは、教授会が定めた者を当選者とする。

(候補者の推薦)

第6条 所長は、選挙の結果に基づき、教授会の議を経て所長候補者を学長に推薦するものとする。

(任期)

第7条 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て所長が定める。

附則

この規則は、昭和49年6月28日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

富山大学和漢薬研究所の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定

富山大学和漢薬研究所の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のとおり制定する。

昭和49年6月28日

富山大学長 林 勝次

富山大学和漢薬研究所の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(富山大学評議会規則の一部改正)

第1条 富山大学評議会規則(昭和28年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 附置研究所の長

(富山大学学部図書委員会規則の一部改正)

第2条 富山大学学部図書委員会規則(昭和24年8月19日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学部等図書委員会規則

第2条中「学部」を「各学部、教養部または附置研究所」に改める。

富山大学学部図書委員会規則の一部を改正する規則(昭和42年5月19日制定)の附則第2項及び第3項を削る。

(富山大学施設整備委員会規則の一部改正)

第3条 富山大学施設整備委員会規則(昭和45年2月16日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「および教養部教授」を「、教養部および附置研究所の教授」に改め、同号を同条同頁第9号とし、同項第3号から第7号までを順次1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附置研究所の長

第3条第2項中「第8号」を「第9号」に、「または教養部長」を「、教養部長または附置研究所の長」に改める。

第4条中「第8号」を「第9号」に改める。

(富山大学公務員宿舎委員会規則の一部改正)

第4条 富山大学公務員宿舎委員会規則(昭和38年11月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 各学部、教養部および附置研究所の教職員のうちから当該学部等の長が推せんした者 各1名

(富山大学レクリエーション委員会規則の一部改正)

第5条 富山大学レクリエーション委員会規則(昭和38年11月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第8号を第9号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 附置研究所の長がすいせんした者 2名

第4条中「第8号」を「第9号」に改める。

(富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部改正)

第6条 富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準(昭和29年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第3条中「または教養部長の他教授会」を「、教養部長または附置研究所の長および当該教授会」に改める。

第6条中「または教養部長」を「、教養部長または附置研究所の長」に改める。

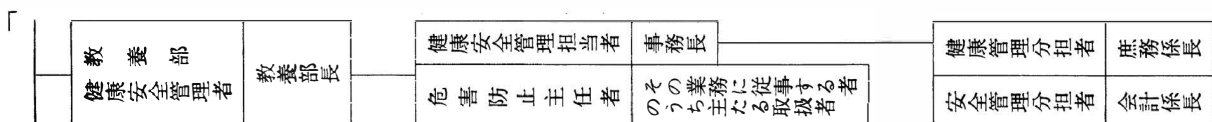
(富山大学名誉教授称号授与規則の一部改正)

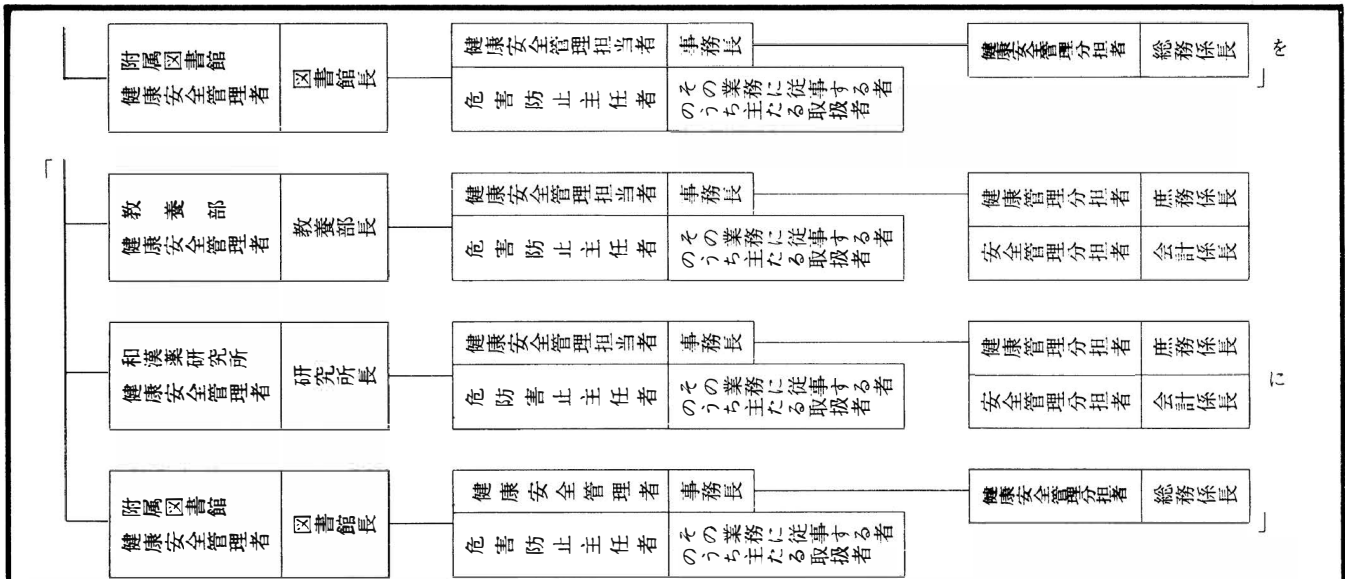
第7条 富山大学名誉教授称号授与規則(昭和33年4月25日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「または教養部長」を「、教養部長または附置研究所の長」に改める。

(富山大学健康安全管理組織規則の一部改正)

第8条 富山大学健康安全管理組織規則(昭和35年2月26日制定)の一部を次のように改正する。





改める。

(富山大学事務組織規則の一部改正)

第9条 富山大学事務組織規則(昭和39年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「および附属図書館」を「、附置研究所および附属図書館」に改め、同条第2項中「研究施設、附属学校」を「学校、教育研究施設」に改める。

第12条第1号中「学部事務」を「事務」改め、同条第4号中「学部規程等」を「規則等」に改める。

第5章を第6章に、第4章を第5章に改め、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 附置研究所

第12条の2 附置研究所の事務部は、前条第1号から第17号までの事務、その他附置研究所に関する事務をつかさどる。

第13条中「前条第1号から第16号まで(ただし、第10号、第14号および第15号を除く。)」を「第12条第1号から第17号まで(ただし、第16号を除く。)」に改める。

(富山大学文書処理規則の一部改正)

第10条 富山大学文書処理規則(昭和24年12月2日制定)の一部を次のように改正する。

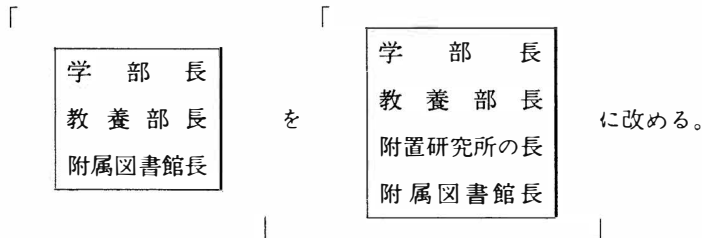
別表中「富大養学第 号 教養部学務係所管のもの」の次に

「富大研庶第 号 和漢薬研究所庶務係所管のもの
富大研会第 号 和漢薬研究所会計係所管のもの」を加える。

(富山大学文書決裁規則の一部改正)

第11条 富山大学文書決裁規則(昭和48年12月21日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1の名義者の欄中



別表第2中(学部、教養部、附属図書館関係)の項を次のように改める。

(学部、教養部、附置研究所、附属図書館関係)

1 職員(附属学校教員、係長以下の職員及び事務系教室勤務職員を除く。)の有給休暇等の承認	学 長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長 附属図書館長
2 附属学校教員の有給休暇等の承認	学 長	附 属 学 校 長

3 係長以下の職員及び事務系教室勤務職員の有給休暇等の承認	学	長	事 務 長
4 職員（附属学校教員，係長以下の職員及び事務系教室勤務職員を除く。）の産後休に関する事	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長
5 附属学校教員の産後休に関する事	学	長	附 属 学 校 長
6 係長以下の職員及び事務系教室勤務職員の産後休に関する事	学	長	事 務 長
7 非常勤職員の無給休暇の承認	学	長	事 務 長
8 教員の勤務時間の割振りの承認	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長
9 教員の研修（学部長，教養部長及び附置研究所の長並びに引き続き一カ月以上にわたる場合及び海外研修を除く。）の承認	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長
10 教員の超過勤務，休日勤務，夜間勤務の命令	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長 附 属 学 校 長
11 事務職員の超過勤務，休日勤務，夜間勤務の命令	学	長	事 務 長
12 宿日直の命令	学	長	事 務 長 附 属 学 校 長
13 職員の各種証明の発行手続き	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長 附 属 図 書 館 長		事 務 長
14 職員の健康診断，予防接種の計画及び実施	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長 附 属 図 書 館 長
15 学生の卒業（見込み）及び修了（見込み）証明書の交付	学	長	学 部 長
16 学生の学業成績証明書及び単位修得証明書の交付	学 部 長 教 養 部 長		事 務 長
17 学生の在学証明書の交付	学	長	学 部 長 教 養 部 長
18 専攻生，聴講生，研究生の入学許可書の交付	学	長	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長
19 専攻生，聴講生，研究生の入学許可の報告	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長		事 務 長
20 専攻生，聴講生，研究生の身分及び在学証明書の交付	学 部 長 教 養 部 長 附置研究所の長		事 務 長
21 学生の健康診断，予防接種の計画及び実施	学	長	学 部 長 教 養 部 長

別表第3の受任者部局の欄中

「学 部 長
教 養 部 長
附 属 図 書 館 長」を「学 部 長
教 養 部 長
附置研究所の長
附 属 図 書 館 長」に，「学 部 長
教 養 部 長」を「学 部 長
教 養 部 長
附置研究所の長」に改める。

（富山大学公印管理規則の一部改正）

第12条 富山大学公印管理規則（昭和48年3月13日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「附属図書館長」を「附置研究所の長，附属図書館長」に改める。

別表第1中教養部の項の次に

「

和 漢 薬 研 究 所	富山大学和漢薬研究所の印	28	事 務 長	庶 務 係 長	
-------------	--------------	----	-------	---------	--

を加える。」

別表第2の薬学部の中

	富山大学薬学部附属和漢薬研究施設長の印	23	"	"		を削
--	---------------------	----	---	---	--	----

り、同表教養部の項の次に

和 漢 薬 研 究 所	富山大学和漢薬研究所長の印	30	事 務 長	庶 務 係 長		を加
	富山大学和漢薬研究所事務長の印	20	"	"		

える。

(富山大学国有財産取扱規則の一部改正)

第13条 富山大学国有財産取扱規則(昭和33年3月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および附属図書館」を「, 附置研究所および附属図書館」に改める。

別表の薬学部の項の監守区域の欄中「和漢薬研究施設,」を削り, 「および附帯工作物」を「, 質量分析装置室および附帯工作物」に改め, 同表中教養部の項の次に

和 漢 薬 研 究 所	土地および立木竹	事務長またはこれに準ずるもの	係長またはこれに準ずるもの	を加え
	和漢薬研究所棟および附帯工作物	主任教授もしくは事務長またはこれに準ずるもの	担当教官もしくは係長またはこれに準ずるもの	

る。

(富山大学受託研究取扱規則の一部改正)

第14条 富山大学受託研究取扱規則(昭和45年8月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および経営短期大学部」を「, 和漢薬研究所および経営短期大学部」に改める。

(富山大学附属図書館商議会規則の一部改正)

第15条 富山大学附属図書館商議会規則(昭和24年8月19日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「および教養部図書委員会」を「, 教養部および附置研究所図書委員会」に改める。

(富山大学計算センター運営委員会規則の一部改正)

第16条 富山大学計算センター運営委員会規則(昭和40年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 附置研究所および経営短期大学部教官 各1名

第3条第2項中「及び経営短期大学部」を「, 附置研究所及び経営短期大学部」に改める。

(富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正)

第17条 富山大学放射性同位元素委員会規則(昭和40年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を第5号とし, 第3号を第4号とし, 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附置研究所から選出された教授または助教授 1名

第3条第2項を次のように改める。

2 前項第2号および第3号の委員は, 当該学部長, 教養部長または附置研究所の長の推せんに基づき, 学長が任命する。

(富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則の一部改正)

第18条 富山大学放射性同位元素総合実験室運営規則(昭和40年4月22日制定)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「および教養部」を「, 教養部および和漢薬研究所」に改める。

(富山大学液体窒素製造装置室運営委員会規則の一部改正)

第19条 富山大学液体窒素製造装置室運営委員会規則(昭和44年10月20日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を第4号とし, 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附置研究所の教官1名

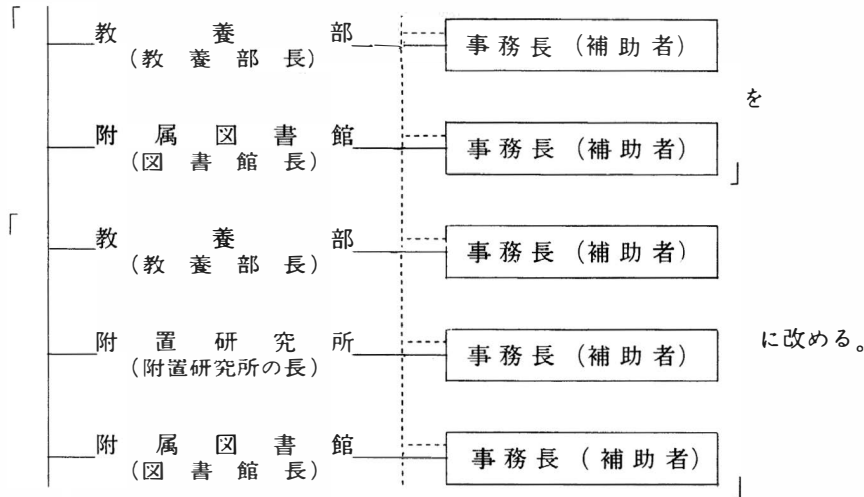
第3条第2項を次のように改める。

2 前項第2号および第3号の委員は、各学部長、教養部長または附置研究所の長の推せんに基づき、学長が任命する。

(富山大学電気工作物保安規則の一部改正)

第20条 富山大学電気工作物保安規則(昭和41年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中



(富山大学廃水処理室運営委員会規則の一部改正)

第21条 富山大学廃水処理室運営委員会規則(昭和48年6月25日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附置研究所から選出された教官 1名

第3条第2項及び第4条中「第2号」を「第2号および第3号」に改める。

(富山大学質量分析装置室運営委員会規則の一部改正)

第22条 富山大学質量分析装置室運営委員会規則(昭和48年6月25日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附置研究所の教官1名

第3条第2項を次のように改める。

2 前項第2号および第3号の委員は、各学部長、教養部長または附置研究所の長の推せんに基づき、学長が任命する。

附 則

この規則は、昭和49年6月28日から施行し、昭和49年6月7日から適用する。

富山大学工学部規則の一部改正

富山大学工学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和49年7月23日

富山大学長 林 勝次

富山大学工学部規則の一部を改正する規則

富山大学工学部規則(昭和25年12月15日制定)の一部を次のように改正する。

別表の工業化学科の表の専攻科目中

「| 分析化学 | 4 |」を「| 分析化学 | 2 |」に、

同表の関連科目中

「|○工業分析化学実験|4|」を「|○分析化学実験|3|」に改め

「|応用物理学|2|」を「|応用物理学|4|」に改める。

別表の金属工学科の表の関連科目中

「|分析化学|4|」を「|分析化学|2|」に改める。

別表の化学工学科の表を次のように改める。

化学工学科

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
専攻科目		関連科目	
応用数学第1	4	工業英語	2
応用数学第2	2	電気工学概論	3
応用物理学	4	蒸気工学概論	2
物理化学	4	燃料工学第1	2
材料力学	4	燃料工学第2	2
水力学	4	電子工学概論	2
○化学工学熱力学	2	自動制御概論	2
○輸送現象論第1	2	金属工学概論	1
○輸送現象論第2	2		
○輸送現象論第3	3		
○拡散操作論第1	2		
○拡散操作論第2	2		
○粉体基礎工学第1	2		
○粉体基礎工学第2	2		
○機械的操作論第1	2		
○機械的操作論第2	2		
○反応工学第1	2		
○反応工学第2	2		
計算機応用	2		
化学工学計算第1	2		
化学工学計算第2	2		
装置材料学	2		
プロセス設計第1	2		
プロセス設計第2	2		
プロセス制御	2		
無機工業化学	2		
有機工業化学	2		
高分子工業化学	2		
応用触媒化学	3		
環境化学工学	2		
水処理論	1		
安全工学概論	2		
化学工学特論			
○化学工学設計製図	3		
○分析化学実験	2		

○物理化学実験	1	
○化学工学実験	5	
○化学工学輪読	2	
○卒業論文	10	

附 則

- この規則は、昭和49年10月1日から施行する。
- 昭和48年度以前の専門教育課程移行者については、なお従前の例による。

富山大学文理学部規則の一部改正

富山大学文理学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和49年7月23日

富山大学長 林 勝次

富山大学文理学部規則の一部を改正する規則

富山大学文理学部規則（昭和26年9月7日制定）の一部を次のように改正する。

別表（1）の理学科の物理学専攻課程の表を次のように改める。

	専 攻 科 目	関 連 科 目	自由選択科目
物 理 学 専 攻 課 程	○必修科目 56単位	○必修科目 2単位	4単位
	力 学 4単位	数 学 概 論 2単位	物理学概論
	力 学 演 習 2 "	○選択科目 10単位	〔専攻選択科目について12単位以上超過して修得した分および関連選択科目について10単位以上超過して修得した分については、自由選択科目として計算できる。〕
	電 磁 気 学 4 "	次の科目のうちから選択する	
	電 磁 気 学 演 習 2 "	化 学 概 論 5単位	
	光 学 2 "	生 物 学 概 論 5 "	
	熱 力 統 計 力 学 4 "	地 学 概 論 5 "	
	熱 力 統 計 力 学 演 習 1 "	数 学 専 攻 科 目	
	量 子 力 学 6 "	化 学 専 攻 科 目	
	量 子 力 学 演 習 2 "	生 物 学 専 攻 科 目	
	物 理 数 学 4 "		
	物 理 数 学 演 習 2 "		
	物 理 実 験 学 2 "		
	物 理 学 実 験 6 "		
	特別実験または		
	特別理論考究 15 "		
	○選択科目 12単位		
	次の科目のうちから選択する		
	固 体 論 (I) 4単位		
	低 温 物 理 学 2 "		
量 子 力 学 特 論 2 "			
相 対 論 2 "			
核 物 理 学 (I) 2 "			
核 物 理 学 (II) 2 "			
連 続 体 の 力 学 2 "			
X 線 結 晶 学 2 "			
固 体 論 (II) 2 "			

電 波 物 理 学 4 "		
電 子 工 学 概 論 2 "		
物 理 学 特 別 講 義 若 干		
計 68単位	計	12単位
合 計 84単位		

附 則

- 1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和48年度以前の専門教育課程移行者については、なお従前の例による。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

昭和49年7月23日

富山大学長 林 勝次

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学または外国の大学との協議に基づき、学生に休学させることなく当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学または外国の大学において修得した単位は、30単位を限度として、各学部または教養部の定めるところにより、課程修了に要する修得単位として認定することができる。

第5章の章名中「休学」を「休学、留学」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

第28条の2 第12条の2第1項の規定に基づき、外国の大学に留学して単位を修得しようとするときは、その事由を具し、学部長または教養部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学において単位を修得しようとするときは、前項の規定を準用する。

第13章の章名中「および外国人学生」を「、外国人学生および特別聴講学生」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

第70条の2 他の大学または外国の大学の学生で本学所定の授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は、当該他大学または外国の大学との協議に基づき、教授会の議を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 特別聴講学生に対しては、1単位毎に授業料1,200円を徴収する。ただし、国立大学に在学中の者については、徴収しない。

4 特別聴講学生に対する検定料および入学料は、徴収しない。

5 第1項の実施に関し必要なことは、各学部または教養部において定める。

附 則

この学則は、昭和49年7月23日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

諸 会 議

第4回評議会（6月28日）

〔報告事項〕

(1) 国立大学長会議について

(2) 国大協第54回総会について

(3) 国大協第4常置委員会について

(4) 昭和50年度富山大学大学院薬学研究科（修士課程）
及び工学研究科（修士課程）学生募集要項について

(5) 学生の懲戒処分（解除）について

〔審議事項〕

- (1) 富山大学学則の一部を改正する学則（案）について
- (2) 富山大学和漢薬研究所規則の制定（案）について
- (3) 富山大学和漢薬研究所教授会規則の制定（案）について
- (4) 富山大学和漢薬研究所長選考規則の制定（案）について
- (5) 富山大学和漢薬研究所の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定（案）について
- (6) 教官人事について
- (7) 昭和49年度当初予算配分（案）について
- (8) 昭和50年度概算要求について
- (9) 学生の処分について
- (10) 学生の懲戒（解除）について
- (11) 昭和50年度入学試験問題作成主任委員について
- (12) その他
 - ・ 単位の互換制度の実施について

第5回評議会（7月23日）

〔審議事項〕

- (1) 富山大学学則の一部を改正する学則（案）について
- (2) 富山大学文理学部規則の一部を改正する規則（案）について
- (3) 富山大学工学部規則の一部を改正する規則（案）について
- (4) 昭和49年度特別昇給定数（教官）の配分について
- (5) 昭和50年度富山大学入学者選抜方法等並びに学力検査実施教科・科目について

臨時評議会（7月26日）

〔審議事項〕

- (1) 国立医学教育機関設置について

第2回臨時評議会（7月31日）

〔審議事項〕

- (1) 国立医学教育機関設置について

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
	中 尾 良 行	技能補佐員（工学部）に採用する	49. 6. 1	富山大学長
	平 石 朋 子	事務補佐員（文理学部）に採用する	49. 6. 3	富山大学長
庶務部庶務課課長補佐	土 井 盛 治	和漢薬研究所事務長に配置換する	49. 6. 7	文 部 大 臣
経理部主計課司計係長	澤 崎 成 逸	庶務部庶務課課長補佐に昇任させる	"	"
教 授 (薬学部附属和漢薬研究施設)	大 浦 彦 吉	和漢薬研究所に配置換する	"	"
(")	塚 田 欣 司	" "	"	"
(")	難 波 恒 雄	" "	"	"
(")	渡 辺 和 夫	" "	"	"
助 教 授 (")	吉 崎 正 雄	" "	"	"
(")	金 岡 又 雄	" "	"	"
(")	日 合 奨	" "	"	"
(")	中 島 松 一	" "	"	"
(")	渡 邊 裕 司	" "	"	"
学 長	林 勝 次	和漢薬研究所長事務取扱を命ずる	"	"
助 手 (薬学部附属和漢薬研究施設)	佐 野 清 教	和漢薬研究所に配置換する	49. 6. 7	富山大学長
(")	寺 岡 弘 文	" "	"	"
(")	後 藤 義 明	" "	"	"
(")	横 澤 隆 子	" "	"	"

技能補佐員 (経理部運転手)	吉森志郎	辞職を承認する	49. 6. 7	富山大学長
	吉森志郎	文部技官(和漢薬研究所自動車運転手)に採用する	"	"
文部技官 (薬学部)	堀春男	和漢薬研究所に配置換する	"	"
" (薬学部附属薬草園)	橋本竹二郎	" "	"	"
教育学部附属学校係長	蔵北博	和漢薬研究所会計係長 "	"	"
経理部経理課用度係長	高木行則	経理部主計課司計係長 "	"	"
工学部会計係長	森慶二	経理部経理課用度係長 "	"	"
厚生課保健係長	奥村行夫	厚生係長 "	"	"
学生課学生会館係長	宮越一男	厚生課保健係長 "	"	"
附属図書館総務係長	結城進	工学部会計係長 "	"	"
厚生課厚生係長	田中昇	附属図書館総務係長 "	"	"
文部事務官 (薬学部)	五十嵐靖夫	和漢薬研究所 "	"	"
" ()	岡山一雄	" "	"	"
富山工業高等専門学校 学生課教務係長	中田昭暉	学生会館係長に転任させる	"	"
富山商船高等専門学校 会計課総務係長	渡辺国男	教育学部附属学校係長 "	"	"
" 庶務課庶務係長	松下甚清	和漢薬研究所庶務係長 "	"	"
教養部庶務係庶務主任	野尻津喜夫	富山商船高等専門学校学生課教務係長に昇任させる	49. 6. 7	富山商船高等専門学校長
文理学部会計係会計主任	刈賀春樹	" 会計課出納係長 "	"	"
教授 (薬学部附属和漢薬研究施設)	大浦彦吉	薬学部附属和漢薬研究施設長の併任は終了した。	49. 6. 8	文部大臣
文部事務官 (経理部経理課)	林征紀	文理学部会計係会計主任に昇任させる	49. 6. 10	富山大学長
" (教養部)	村澤巖	教養部庶務係庶務主任 "	"	"
" ()	高邑英市	経理部経理課に配置換する	"	"
" (教育学部)	高森諷	厚生課 "	"	"
文部技官 (工学部)	谷口之武男	文部事務官(教育学部)	"	"
文部事務官 (厚生課)	黒田芳雄	経済学部 "	"	"
" ()	横山正弘	教養部 "	"	"
" (経済学部)	金沢不二夫	" "	"	"
文部事務官 (経営短期大学部)	宮原進	厚生課に転任させる	49. 6. 10	富山大学長
	宮田清志	文部事務官(経営短期大学部)に採用する	49. 6. 10	富山大学経営短期大学部長
教育学部庶務係長	伊東與三次	休職の期間を昭和49年11月26日まで更新する	49. 6. 12	富山大学長
	竹森唯夫	技能補佐員(経理部経理課自動車運転手)に採用する	49. 6. 13	富山大学長
教育学部附属中学校教諭	清田敬子	臨時的任用を更新する (任期は昭和49年8月2日まで)	49. 6. 26	富山大学長
文部事務官 (文理学部作業員)	高井保雄	辞職を承認する	49. 6. 30	富山大学長
事務補佐員 (附属図書館)	羽田弘	"	"	"
	吉岡泰博	事務補佐員(附属図書館)に採用する	49. 7. 1	富山大学長
経営短期大学部講師	菊川貞己	経営短期大学部助教授に昇任させる	49. 7. 1	文部大臣

助 教 授 (文 理 学 部)	毛 利 勉	教授(文理学部)に昇任させる	49. 7. 16	文 部 大 臣
(" ")	小 黒 千 足	" (") "	"	"
文 部 事 務 官 (教 育 学 部)	八 島 百 合 子	名古屋工業大学に転任させる	49. 7. 16	名 古 屋 大 学
文 部 事 務 官 (薬 学 部 作 業 員)	田 近 俊 之	国家公務員法第79条第1項の規定により休職にする。 (休職の期間 49. 7. 23~49. 10. 22)	49. 7. 23	富 山 大 学 長
事 務 補 佐 員 (庶 務 部 庶 務 課)	石 黒 千 佳 子	辞職を承認する	49. 7. 31	富 山 大 学 長

学 内 諸 報

和漢薬研究所初代所長の選出

国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和49年6月7日法律第81号)により富山大学に和漢薬研究所が附置された。これに伴い薬学部附属和漢薬研究施設は、廃止されることになった。

昭和49年6月28日に開催された第4回評議会において和漢薬研究所長選考規則が制定され、これに伴う初代研究所長候補者を選考する教授会は7月5日に開催され、選挙により大浦彦吉教授を選出、8月1日付けで発令された。

大浦教授は、本年48歳、富山市水橋町出身。富山薬専を経て京都大学医学部薬学科を昭和24年に卒業、同年4月富山大学助手(薬学部)、同36年4月助教授、同39年5月教授となり今日に至っている。

この間、昭和34年3月に京都大学から薬学博士の学位を受け、同37年12月から同39年6月まで学術研究のためアメリカ合衆国に出張した。

また、昭和45年4月から同45年6月まで薬学部附属和漢薬研究施設長を3期、同47年4月から同49年6月まで評議

員を併任した。

担当部門は、臨床利用である。

学 位 取 得 者

取 得 者 工学部 助教授 根井仁三郎
 取 得 学 位 工学博士 (大阪大学)
 取 得 年 月 日 昭和49年5月23日
 学 位 論 文 フェノール類の微生物による分解に関する研究

取 得 者 工学部 助教授 風巻 恒司
 取 得 学 位 工学博士 (名古屋大学)
 取 得 年 月 日 昭和49年6月28日
 学 位 論 文 固体接触面間における流体漏れに関する研究

学内レクリエーション

▶バレーボール大会

実施月日 6月8日(土)
 場 所 体育館
 入 賞 優勝 薬学部チーム
 次勝 文理・教養チーム
 三位 本部チーム、経済・図書・短大チーム

海 外 渡 航 者

氏 名	所 属	官 職	渡航の種類	渡 航 先 国	目 的	期 間
川 井 清 保	文理学部	教 授	外 国 出 張	ブ ラ ジ ル	サンパウロ大学において分子振動に関する共同研究を行うため	49. 6. 11 ↓ 49. 9. 17
市 村 昭 二	工 学 部	教 授	海外研修旅行	台 湾	台北医学院とクロレラの薬理作用に関する共同研究のため	49. 6. 25 ↓ 49. 6. 30
岡 本 明	文理学部	助 教 授	海外研修旅行	フランス, イタリア	フランス革命前史に関する研究並びに資料収集のため	49. 7. 5 ↓ 49. 9. 7
加 川 幸 雄	工 学 部	教 授	海外研修旅行	連 合 王 国	国際音響学会出席及び研究発表 ウェルズ大学における調査研究	49. 7. 15 ↓ 49. 9. 17

市村昭二	工学部	教授	海外研修旅行	台湾	台北医学院とクロレラの薬理作用に関する共同研究のため	49.7.20 } 49.7.31
稲垣実	教育学部	教諭	海外研修旅行	アメリカ合衆国	家庭滞在、教育実習、英語集中講座受講などにより自己の英語力向上をはかるとともにアメリカ社会、文化等に対する識見を高める	49.7.22 } 49.9.25
篠原恵子	教育学部	助教授	海外研修旅行	オランダ、ドイツ連邦共和国、スイス、ハンガリー、オーストリア、イタリア、フランス、連合王国、デンマーク	ヨーロッパ各国における幼児教育事情の視察	49.7.22 } 49.8.12
嶋作恭子	教育学部	教諭	海外研修旅行	スウェーデン、フランス、スイス、ドイツ連邦共和国	現代スウェーデン体操講習会参加及びヨーロッパ各国の体育施設等視察	49.7.23 } 49.8.9

昭和49年度科学研究費補助金交付内定者

○一般研究 B

氏名	所属部局・職	補助金額 (千円)	研究課題
竹内豊三郎	文理学部・教授	4,150	2元合金蒸着膜による触媒作用の研究
木村正康	薬学部・教授		神経筋組織培養標本を用いたコリン作動性薬物の作用機序

○一般研究 C

後藤克己	文理学部・教授	1,100	無機イオンの重合状態別定量に関する研究
小黑千足	文理学部・助教授	1,000	爬虫類・両生類の血清Caホメオスタシスの解明、特に系統生態との関連
山崎高應	薬学部・教授	1,240	Diazasteroidsの合成研究

○一般研究 D

長沼忠兵衛	教育学部・助教授	240	西洋における近代社会の思想史的研究
松本賢一	文理学部・教授	300	ハドロン構成子の拮抗とスケールリング則の破れ及びハドロン構造のゲージ・グルオン理論
川井清保	文理学部・教授	300	遷移金属イオンの不対電子がσ結合に関する化合物の振動スペクトル
鈴木米三	文理学部・助教授	300	植物のポリアミン酸化酵素の精製とその性質

○奨励研究 A

香川孝三	経済学部・講師	210	インドの労使関係法
濱本伸治	文理学部・助手	210	素粒子の超光速構成子模型
森克徳	文理学部・助手	300	気相成長による鉄ホイスカー成長機構の研究
森佳洋	薬学部・助手	300	ノズル分子線による分子会合の研究
金坂績	文理学部・助教授	300	低温吸着物質の振動スペクトル
尾島十郎	文理学部・助教授	300	芳香核を含む大環状共役化合物の合成

時 沢 貢	工学部・助教授	300	高速圧延における加工材料の仕上面あらさの生成過程
富 下 尚	工学部・助教授	300	気泡混入による高プラントル数流体の熱(物質)伝達
山 口 信 吉	工学部・助 手	300	米の乾燥に関する研究

○自然災害特別研究(1)

中 川 正 之	文学部・教 授	1,500	黒部峡谷の新雪なだれの研究
---------	---------	-------	---------------

○特 定 研 究 (2)

小 林 信 之	工学部・助教授	1,660	引上法におけるメルト中の流れ及び温度分布の理論的・実験的研究
---------	---------	-------	--------------------------------

○総 合 研 究 (A)

河 野 昭 一	教養部・教 授	1,700	ユリ科植物の細胞分類学並びに成分分類学的研究
---------	---------	-------	------------------------

○試 験 研 究 (2)

室 町 繁 雄	工学部・教 授	1,300	Al-Mg ₂ Si 素合金(6063)の押しし性改善に関する研究
吉 井 英 一	薬学部・教 授	1,700	強心性ステロイドの合成

職 員 消 息

〈新任者〉

附属図書館

事務補佐員 吉岡 泰博

経営短期大学部

文部事務官 宮田 清志

〈改 姓〉

事務局

技能補佐員 大場チイコ (旧姓 石井)

〈住所変更〉

名誉教授 横山 辰雄

事務局

技術補佐員 高林 彰

技能補佐員 大場チイコ

文学部

教 授 提山 淑郎

経済学部

助 教 授 今井 晴男

薬学部

助 教 授 酒井 立夫

工学部

助 教 授 多々 静夫

" 風巻 恒司

助 手 袋谷 賢吉

文部事務官 吉田 徳正

" 能手 哲治

教養部

教 授 奥田平八郎

" 小森 典

講 師 奥原 宇

経営短期大学部

文部事務官 白野 明

用 務 員 藤井 伸一

〈住居表示変更〉

事務局

文部事務官 山下 彰三

” 小林 武

” 蓮覚寺外茂雄

工学部

教授 宮尾 嘉寿

経営短期大学部

講師 菊川 貞己

主 要 日 誌

本 部

- 6月1日 北陸三県芸術交歓祭運営委員会（於 福井大学）
- 3日 第4回富山市「国立富山医科大学設置」期成同盟会総会（於 富山市役所）
- 6日 授業料減免選考委員会
第2回補導協議会
- 7日 第1回認定講習委員会
北陸三県学生部懇話会（於 富山大学）
- 8日 昭和49年度部局対抗バレーボール大会
- 9日 北陸三県大学学生自動車部リーダー講習会
- 10日 無医大県の実地調査（文部省）
- 12～13日 昭和49年度留学生交流研究協議会（於 愛媛農協会館）
- 13日 第16回薬学系国立大学事務局長会議（於 熊本大学）
- 15日 公務員宿舍委員会
- 18～19日 国大協第54回総会（於 九段会館）
- 19日 茶木水死事故控訴審第1回公判（於 名高裁金沢沢支部）
- 20日 国立大学長会議（於 国立教育会館）
- 20日 学園ニュース編集委員会
- 21日 国大協第21回事務連絡会議（於 九段会館）
第14回国立短期大学協議会総会（於 虎ノ門共済会館）
- 22日 大学教務関係説明、協議会（於 神戸大学）
- 24日 アイソトープ運営委員会

- 25日 施設整備委員会
- 26日 レクリエーション委員会
会計係長会議
- 27日 昭和49年度第1回入学試験管理委員会
第3回補導協議会
- 28日 第1回大学院委員会
第4回評議会
- 7月4日 学園ニュース編集委員会
- 6日 本部親和会レクリエーション（於 老人保養センター「越中」）
- 15日 薬学部山岳同好会の学生5名が朝日岳で遭難（17日午前、無事下山）
- 16日 単位互換制度専門委員会
- 19日 入学者選抜方法研究委員会
- 23日 第2回入学試験管理委員会
第5回評議会
- 26日 臨時評議会
- 31日 臨時評議会
事務協議会
文部省共済組合北陸地区ボウリング大会（於 エバラ金沢ボウル）

文 理 学 部

- 6月4日 文部省会計実地監査
- 5日 人事教授会
- 8日 選考委員会（形態学）
- 14日 選考委員会（国史学）
- 21日 定期健康診断（内診）
- 26日 教授会
人事教授会
学部補導委員会
- 7月2日 選考委員会（分析化学）
- 3日 文学科教官懇話会
- 10日 立山研究室運営委員会
- 13日 文学科、理学科4年次学生（47年10月専門課程移行者）、文学専攻科、理学専攻科学生各前学期授業13週終了
- 15日 理学科3年次学生前学期授業11週終了
- 17日 教授会
人事教授会
- 20日 理学科4年次学生（48年2月専門課程移行者）前学期授業8週終了
文理学部同窓会理事会
- 22日 立山研究室開設

29日 教授会（緊急）
人事教授会

教育学部

- 6月5日 文部省会計実地監査
- 7日 紀要編集委員会
- 12日 附属幼稚園研究協議会
- 13日 定期健康診断
- 14日 附属中学校研究協議会
- 17日 補導委員会
紀要編集委員会
- 18日 特別教職課程委員会
- 19日 教務委員会
教授会
- 22日 附属学園合同運動会
- 7月3日 予算委員会
- 10日 教務委員会
予算委員会
- 17日 教授会
- 18日 附属幼稚園修業式
- 20日 学部学生授業終了
附属中学校修業式
- 23日 附属小学校修業式
- 24日 附属中学校北陸3県附中交歓会
- 26日 教務委員会
- 31日 教授会（緊急）

経済学部

- 6月3日 第1回商品研究室施設委員会
第3回学部施設整備委員会
- 5日 文部省会計実地監査
- 10日 就職斡旋事務開始
- 10～11日 昭和49年度国立10大学経済及び経営学部長
事務長会議（於 小樽商科大学）
- 19日 第10回教務委員会
第7回教授会
- 22日 研究報告会
- 25日 第3回学部補導委員会
- 26日 第2回学部図書委員会
- 7月3日 日本海経済研究所運営委員会
- 12日 第11回教務委員会
- 12～14日 第11回北信越地区学生経済ゼミナール大会

（於 経済学部）

- 13日 3年次学生前学期授業12週終了
- 15日 3年次学生夏季休業
- 16日 第1回財務委員会
- 17日 第8回教授会
- 20日 4年次学生前学期授業6週終了
- 22日 4年次学生夏季休業

薬学部

- 6月1日 拡大カリキュラム委員会
- 3日 学部図書委員会
- 5日 文部省会計実地監査
- 6日 教授会
人事教授会
- 7日 カリキュラム委員会
- 12日 補導委員会
教授会
研究科委員会
- 17日 研究科小委員会
薬草園運営委員会
- 18日 共同利用研究施設装置管理運営委員会
- 19日 研究科委員会
- 21日 教務委員会
- 29日 薬学会北陸支部第38回例会
- 7月1日 予算委員会
- 3日 教授会
- 8日 教務委員会
- 9日 学部アイソトープ委員会
拡大カリキュラム委員会
- 15日 研究科委員会
教務委員会
- 19日 研究科委員懇談会
- 20日 共同利用研究施設装置管理運営委員会
教務委員会
- 22日 教授会
- 25日 予算委員会
教授会
- 26日 教授会
- 29日 富山医科薬科大学杉谷地区用地見分

工学部

- 6月5日 X線間接撮影

- 研究科委員会
- 6日 文部省会計実地監査
- 7月3日 一般教授会
- 専任教授会
- 研究科委員会
- 16～8月31日 学生夏季休業
- 16日 学部レクリエーション委員会
- 22日 学科主任会議
- 24日 専任教授会

教 養 部

- 6月11日 歓送迎会
- 12日 親和会総会
教授会
- 18日 防火査察
- 26日 定期健康診断
紀要委員会
教授会
- 7月3日 補導委員会
- 4日 教養部図書委員会
- 10日 予算委員会
- 17日 教授会
教務委員会
- 24日 教養部授業終了(49年度前学期分前半)
- 31日 緊急教授会

和 漢 薬 研 究 所

- 6月11日 衆議院議員 河野洋平氏来所
- 12日 定期健康診断
- 14日 研究所開所記念撮影並びに懇話会
- 18日 共通機器委員会
防火査察
- 21日 教官連絡会議
共通機器委員会
- 7月5日 第1回教授会(所長候補者選挙)
- 8日 設備更新充実費(創設設備費)使用計画打合せ
会
- 11日 設備更新充実費(創設設備費)使用計画打合せ
会
- 15日 予算配分会議
- 19日 薬学研究科委員懇談会

- 22日 薬学部・研究所合同教授会
- 23日 教官連絡会議
- 25日 薬学部・研究所合同教授会
- 26日 薬学部・研究所合同教授会

附 属 図 書 館

- 6月4日 文部省会計実地監査
- 6～7日 国立大学図書館協議会総会(於 札幌年金
会館)
- 18日 防火査察
事務打合せ会
- 7月23日 事務打合せ会
- 26日 商議会

経 営 短 期 大 学 部

- 6月11日 教授会(第4回)
- 21日 第14回国立短期大学協議会総会(於 虎ノ門共
済会館)
- 25日 教授会(第5回)
- 7月12日 入試問題作成委員会
- 20日 前学期授業第14週終了
- 20～21日 昭和49年度厚生補導特別企画学生研修会
(於 金沢工業大学穴水湾自然学苑)
- 21日 夏季休業
- 23日 教授会(第6回)

編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 第一共同印刷株式会社
富山市太郎丸1220-2
電話②0196(代)